平成２３年（フ）第５８１７号
東京都足立区梅田６丁目11―13
債務者　加藤　　努
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８２１号
東京都東村山市秋津町３丁目10―８
債務者　池田　宏己
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８２４号
千葉県船橋市若松２丁目６―１―338
債務者　和田　康成
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８２５号
埼玉県草加市青柳６丁目31―１―305
債務者　塚田　健司
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８２７号
東京都板橋区宮本町43―11―408
債務者　新保　　諭
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８２９号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目２―２
債務者　川名アナナこと　カワナ　アナナ　マガマノ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８３２号
東京都墨田区墨田４丁目62―８―302
債務者　北島ウィルキーローズこと　キタジマ　ウィルキー　ローズ　ビアソン
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８３５号
東京都足立区千住橋戸町49―602
債務者　若山　　昭
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８３６号
東京都江戸川区西葛西４丁目３―35
債務者　鵜澤　弘美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８３８号
東京都足立区江北３丁目48―１―208
債務者　宮嶋　信一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８５０号
東京都世田谷区桜丘３丁目４―３―206
債務者　宇田　昌之
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８５４号
東京都墨田区太平１丁目22―１―301
債務者　松本　潤一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８５５号
東京都羽村市緑ケ丘５丁目２―３―401
債務者　古屋友佳子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８５６号
東京都中央区日本橋人形町１丁目13―９―1204
債務者　高畑　一夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８５９号
東京都中野区松が丘１丁目12―６
債務者　上田　文男
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８６１号
東京都練馬区光が丘３丁目９―３―1708
債務者　山口　一彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部